

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る事業契約を変更したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月10日

堺市長 永 藤 英 機

1 契約の目的

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営

2 契約の相手方

堺市堺区東雲西町4丁2番2号
株式会社堺第2学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲

3 契約金額

変更前	9,797,020,110 円
うち取引に係る消費税額等	890,638,191 円
変更後	9,738,473,098 円
うち取引に係る消費税額等	885,315,736 円

4 変更の理由

施設引渡予定日の変更による維持管理・運営期間の短縮に伴い維持管理及び運営に係る金額を変更するもの。